

「転落防止修繕(北区大北山原谷乾町)」仕様書

京都市建設局北部土木みどり事務所

(担当：酒井 岡本 075-492-3111)

1 業務名

転落防止修繕(北区大北山原谷乾町)

2 業務の目的

京都市管理の水路に設置されている既存のフェンスにおいて、経年劣化により支柱の著しい腐食が見られ破損しているため、これを修繕することで安全性向上を図るものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月30日まで

4 履行場所

京都市北区大北山原谷乾町

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

- **既存フェンスの撤去:** 現況写真に示す範囲の既存フェンス(支柱、胴縁、金網等)を撤去し、撤去した部材は適切に処分すること。
- **基礎処理:** 既存の支柱基礎部分について、既存支柱の切断・処理、またはコア抜き等により新たな支柱を設置するための適切な処理を行うこと。
- **転落防止柵の新設:** 転落防止柵([日鉄神鋼建材株式会社製 KPT-11 同等品以上])を新設すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

(1)費用について

- 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

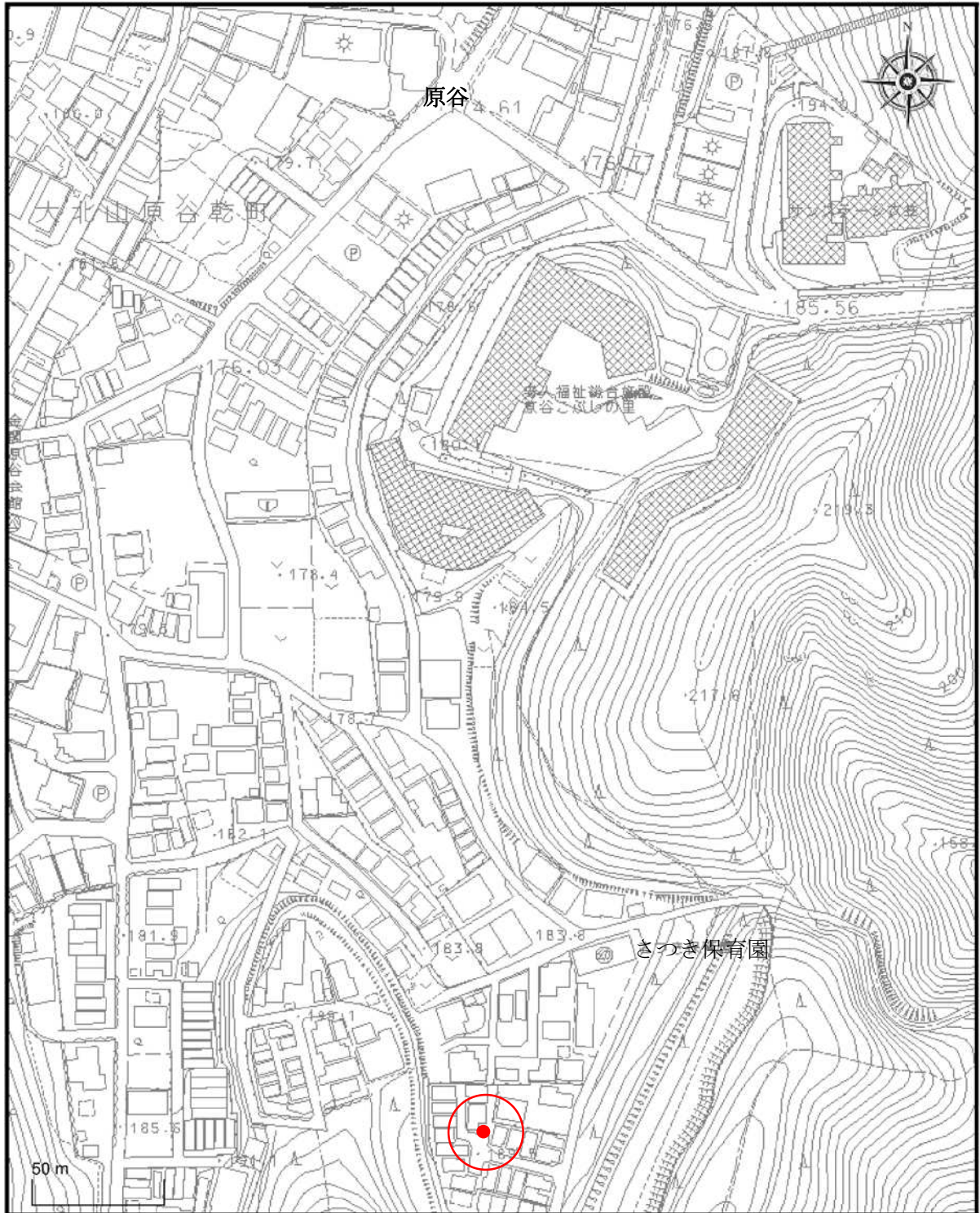
(2)安全・施工について

- 作業にあたっては通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- 道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所管の警察署と協議のうえ取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(3)提出書類

- 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
 1. 業務完了報告書
 2. 請求書
 3. 作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの。なお、基礎の埋設部など不可視となる部分の出来形写真も必ず提出すること)

位置図



現況写真



水路の内寸(約 2 m)が京都市管理区域